

徳島県告示第348号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
とくしまにぎわ い創出共同事業 体	徳島市中徳島町 二丁目5番地2	徳島県立男女共同参画総合支 援センターの設置及び管理に 関する条例（平成18年徳島県 条例第17号）第4条第4号に 規定する徳島県立男女共同参 画総合支援センターの使用料 の徴収の事務	令和8年3 月25日	令和8年4 月1日